

## 事案概要一覧

番号	事案の概要
1	避難指示区域（浪江町）に居住していた申立人ら1万5000余名が、本件事故によって生じた精神的損害の賠償を求め、仲介委員は、中間指針等が定める月額10万円ないし12万円に加算して、①申立人全員に対し、避難生活の長期化に伴う精神的苦痛（将来への不安等）の増大による慰謝料として、平成24年3月から平成26年2月までの間につき月額5万円、②本件事故時に75歳以上であった申立人（又は本件事故後に75歳に達した申立人）に対し、上記①に加えて、日常生活阻害慰謝料として、平成23年3月以降（又は75歳に達した月以降）につき月額3万円の賠償を認める旨の和解案を提示したが、被申立人が上記和解案の受諾を拒否したことなどから、仲介委員は、和解仲介手続の実施が困難であると認め、同手続を打ち切った事例（なお、申立人らのうち1名については、和解が成立している。）。
2	旧計画的避難区域（飯舘村蕨平行政区）に居住していた申立人らのうち約100名が、本件事故後も同行政区で生活していたこと等により、放射線に被ばくし、健康被害の不安や恐怖感が生じていると主張して、精神的損害の賠償を求め、仲介委員は、そのうち本件事故後も同行政区に留まり続けた者（約90名）について、中間指針第3の6（指針）Iに規定する精神的苦痛に対する慰謝料の増額として、妊婦又は子供につき1人100万円、それ以外の者につき1人50万円の賠償を認める旨の和解案を提示したが、被申立人が和解案の受諾を拒否したことなどから、和解仲介手続の実施が困難であると認め、同手続を打ち切った事例（なお、申立人らについては、上記精神的損害を除く避難費用等の損害に関する和解が成立している。また、打切りの対象となっていない者については、上記精神的損害につき、その損害を認めるべき事実上・法律上の根拠が十分に得られないとして和解案提示がされなかったが、避難費用等の損害に関する和解が成立し、既に終局している。）。
3	旧計画的避難区域（飯舘村前田・八和木行政区）に居住していた申立人ら38名が、本件事故後も同行政区で生活していたこと等により、放射線に被ばくし、健康被害の不安や恐怖感が生じていると主張して、精神的損害の賠償を求め、仲介委員は、そのうち早期に避難した者を除く30名について、中間指針第3の6（指針）Iに規定する精神的苦痛に対する慰謝料の増額（日常生活阻害慰謝料増額分（被ばくに関する一時金））として、子供につき60万円、それ以外の者につき同行政区への滞在期間等の事情により10万円ないし30万円の賠償を認める旨の和解案を提示したが、被申立人が和解案の受諾を拒否したことなどから、和解仲介手続の実施が困難であると認め、同手続を打ち切った事例（なお、その余の8名については、その損害を認めるべき事実上・法律上の根拠が十分に得られず、和解仲介手続の実施が困難であるとして、手続が打ち切られている。）。
4	旧計画的避難区域（飯舘村比曾行政区）に居住していた申立人らのうち約200名が、本件事故後も同行政区で生活していたこと等により、放射線に被ばくし、健康被害の不安や恐怖感が生じていると主張して、精神的損害の賠償を求め、仲介委員

	<p>は、そのうち本件事故後も同行政区に留まり続けた者（約180名）について、中間指針第3の6（指針）Iに規定する精神的苦痛に対する慰謝料の増額として、妊婦又は子供につき1人80万円、それ以外の者につき1人40万円の賠償を認める旨の和解案を提示したが、被申立人が和解案の受諾を拒否したことなどから、和解仲介手続の実施が困難であると認め、同手続を打ち切った事例（なお、申立人らについては、上記精神的損害を除く避難費用等の損害に関する和解が成立している。また、打切りの対象となっていない者については、上記精神的損害につき、その損害を認めるべき事実上・法律上の根拠が十分に得られないとして和解案提示がされなかったが、避難費用等に関する和解が成立し、既に終局している。）。</p>
5	<p>旧計画的避難区域（飯舘村）に居住していた申立人ら約3000名が、本件事故後も同村で生活していたこと等により、放射線に被ばくし、健康被害の不安や恐怖感が生じていると主張して、精神的損害の賠償を求め、仲介委員は、そのうち本件事故後も同村に留まり続けた者（約140名）につき、中間指針第3の6（指針）Iに規定する精神的苦痛に対する慰謝料の増額の例に倣って15万円、同村長泥行政区（平成24年7月に帰還困難区域に設定）に留まり続けた者（2名）につき、中間指針第3の6（指針）Iに規定する精神的苦痛に対する慰謝料の増額として50万円の賠償を認める旨の和解案を提示したが、被申立人が和解案の受諾を拒否したことなどから、和解仲介手続の実施が困難であると認め、同手続を打ち切った事例（なお、その余の約2800名については、その損害を認めるべき事実上・法律上の根拠が十分に得られず、和解仲介手続の実施が困難であるとして、手続が打ち切られている。）。</p>
6	<p>自主的避難等対象区域（伊達郡川俣町小綱木地区）の住民及び平成23年3月11日の時点で同地区に居住実態のあった申立人ら566名が、本件事故により被った精神的損害の賠償を求め、仲介委員は、平成23年3月11日から同年5月末までのいづれかの日に同地区に生活の本拠があった者（562名）に対し、中間指針第一次追補で認められた定額とは別に、同期間にに対する精神的損害として一人当たり20万円の賠償を認める旨の和解案を提示したが、被申立人が和解案の受諾を拒否したことなどから、和解仲介手続の実施が困難であると認め、同手続を打ち切った事例（なお、その余の4名については、その損害を認めるべき事実上・法律上の根拠が十分に得られず、和解仲介手続の実施が困難であるとして、手続が打ち切られている。）。</p>
7	<p>自主的避難等対象区域（福島市渡利、同市小倉寺、同市南向台の3地区（以下「渡利地区」という。））に居住していた申立人ら3139名が、本件事故後、放射線被ばくをしているのではないか等の不安や恐怖により平穏な日常生活を阻害された等と主張して精神的損害の賠償を求め、仲介委員は、渡利地区内で特定避難勧奨地点の設定が検討されるほどの高線量であった2地点から概ね半径500メートル以内に、平成23年3月11日から同年12月末までの期間に居住（ただし、同期間に中に避難した者も含む。）していた申立人ら（476名）について、一人当たり10万円（ただし、上記居住要件を満たす被相続人6名については、その相続人である</p>

	申立人に対し10万円)の賠償を認める和解案を提示したが、被申立人が和解案の受諾を拒否したことなどから、和解仲介手続の実施が困難であると認め、同手続を打ち切った事例(なお、その余の申立人らについては、その損害を認めるべき事實上・法律上の根拠が十分に得られず、和解仲介手続の実施が困難であるとして手続が打ち切られている。)
8	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住していた申立人ら夫婦(なお、係属中に申立人夫が死亡し、申立人妻が法定相続分(2分の1)の限度で受継をした。)が、避難費用及び精神的損害等の賠償を求め、仲介委員は、申立人夫が事故時において既に一定の医療が必要な状況にあり、申立人らが本件事故により避難を余儀なくされたとして平成26年4月分以降の避難費用や精神的損害を含め648万9419円を認める旨の和解案を提示したが、被申立人は、平成26年4月以降については避難継続の合理性はないとしてその一部の受諾を拒否したことなどから、和解仲介手続の実施が困難であると認め、同手続を打ち切った事例(なお、被申立人が受諾した範囲で一部和解が成立している。)。
9	避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)内の不動産の所有権又は共有持分権を有する申立人ら45名が、本件事故により上記不動産の財物価値の全部を喪失したとして財物損害の賠償を求め、仲介委員は、申立てに係る不動産が現実に6年以上使用することができない事情があったときには財産価値の全部を喪失したと評価するが、6年以上使用することができない事情があったかどうかについては、従前の和解先例も踏まえながら、客観的事情はもとより各不動産の所有者等の帰還の状況等の個別の事情も上記事情に当たり得るという本件事故の被害者の実情をより反映し得る解釈を採用した上で、申立てに係る不動産については、一部の不動産を除いて財物価値の全部を喪失したと評価することができるとして、財物価値の全部の賠償を認める旨の和解案を提示したが、被申立人が和解案の受諾を拒否したことなどから、和解仲介手続の実施が困難であると認め、同手続を打ち切った事例(なお、上記45名のうち40名については被申立人が受諾する限度での一部和解が成立し、また、1名については令和元年9月25日現在、手続が係属している。)。